

# 成育基本法について

## 1 法律の正式名称

成育過程(※1)にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等(※2)を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（公布日：平成30年12月14日）

※1 「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程のこと

※2 「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に関するサービスのこと

## 2 法律の目的

成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めること、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

## 3 法律が制定された背景

- ・急速な少子高齢化が進展する中で、子どもの健全な育成を保障する社会的施策が十分でない。
- ・医療の提供体制や、保健・福祉制度のサービス実施に関して、地域間の差が生じている。
- ・母子保健分野と学校保健分野という言葉に代表されるように、子どもに対する支援に連続性がなく、有機的連携が図れていない。

## 4 法律に定める責務等

### (1) 国

- ・成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること
- ・保護者に対して、保護者の責務が果たされるように必要な支援を行うこと

### (2) 地方公共団体

- ・成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施すること
- ・保護者に対して、保護者の責務が果たされるように必要な支援を行うこと

### (3) 保護者

- ・保護する子どもがその成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるように配慮するよう努める

### (4) 医療関係者等

- ・国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力すること
- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努める
- ・成育医療等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な成育医療等を提供するよう努める